

2024年度における特定帰還居住区域等での 個人線量計測結果について

2025年4月18日

東京電力ホールディングス株式会社
福島復興本社

○内容

- ・双葉町内で働く東京電力ホールディングス社員の作業時の個人線量を計測
- ・主な作業内容は除草

○計測期間 2024年10月1日～2024年12月18日

○計測者 東京電力ホールディングス社員

○計測項目

・個人線量

DOSEe nano(富士電機社製)
1分単位毎の計測・記録が可能



・位置情報

GPSロガー



・行動

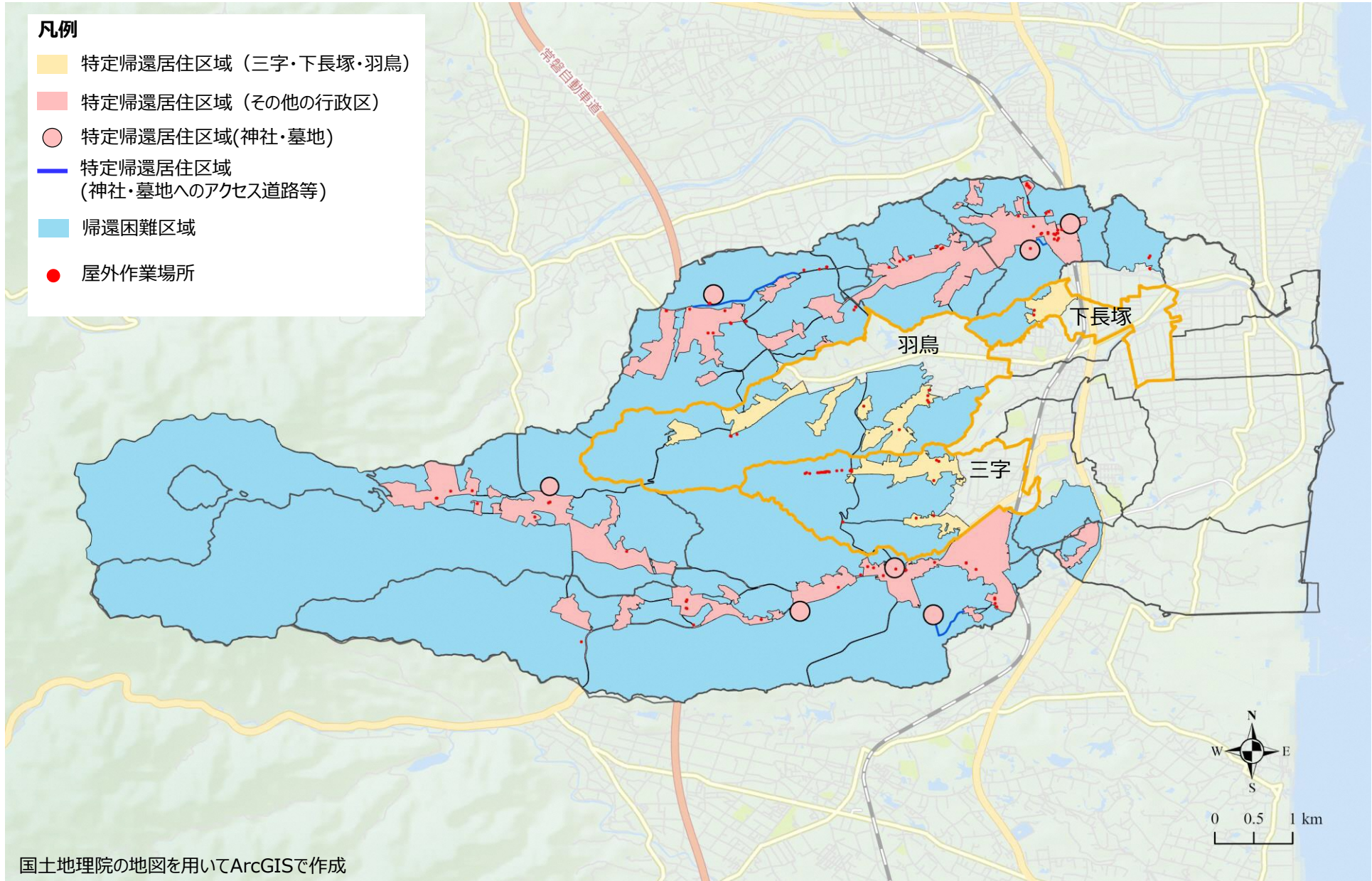
行動記録表にて滞在場所(屋外、屋内)等を記録

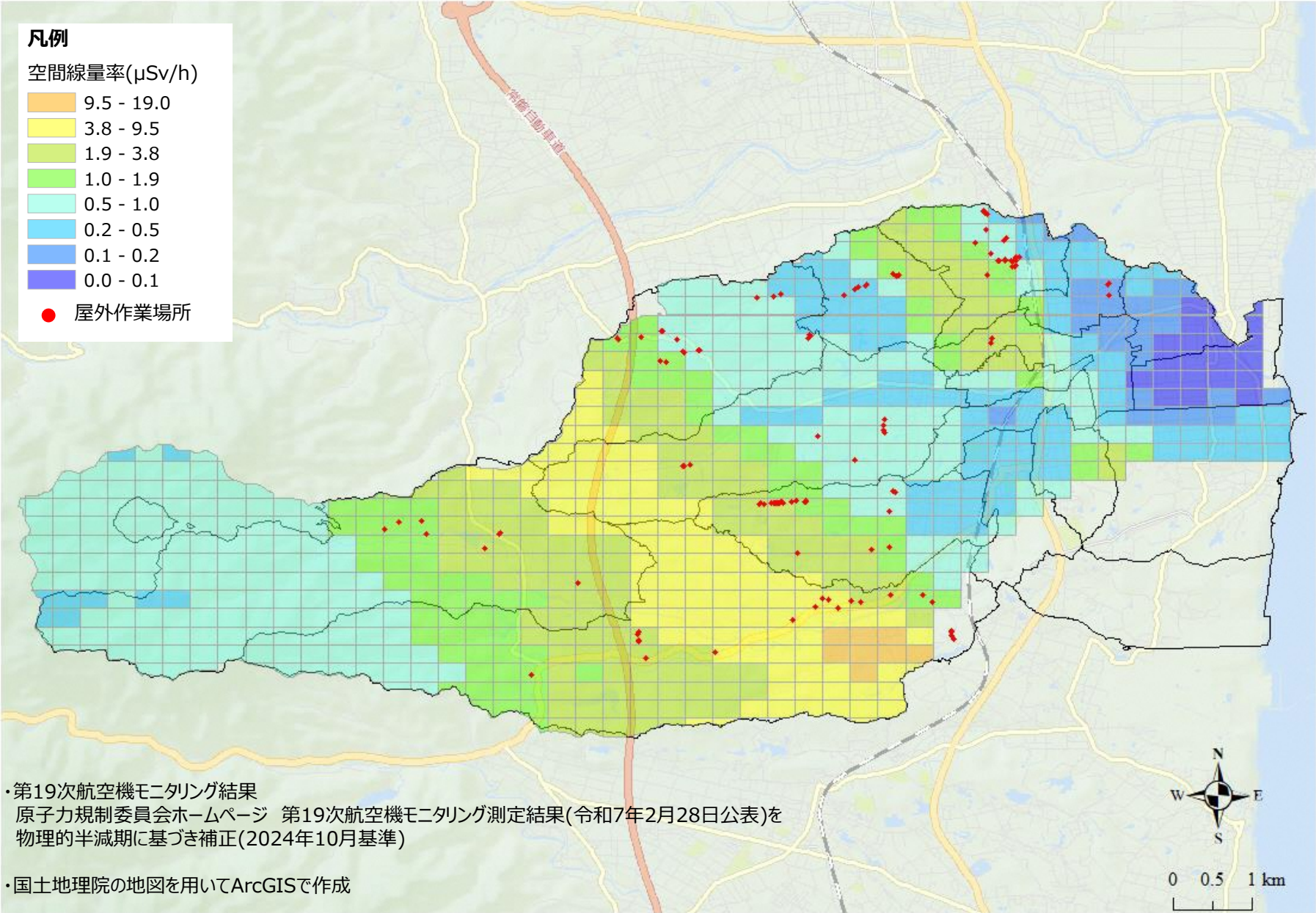
○計測工数 56人・日

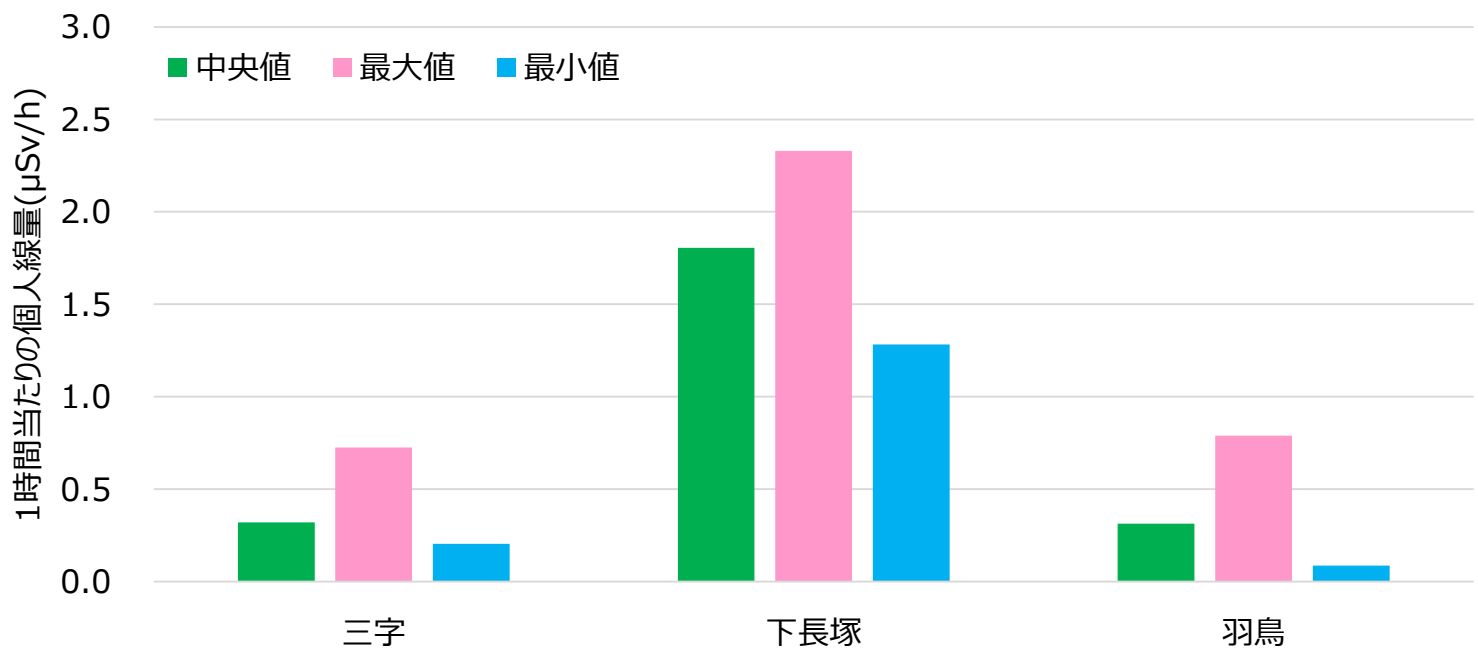
事務所等を出発してから双葉町内の特定帰還居住区域や帰還困難区域で屋外作業し、戻るまでの工数を1人・日としてカウント

○現地での屋外作業回数 総数125データ

(内訳：特定帰還居住区域 79データ、帰還困難区域 46データ)



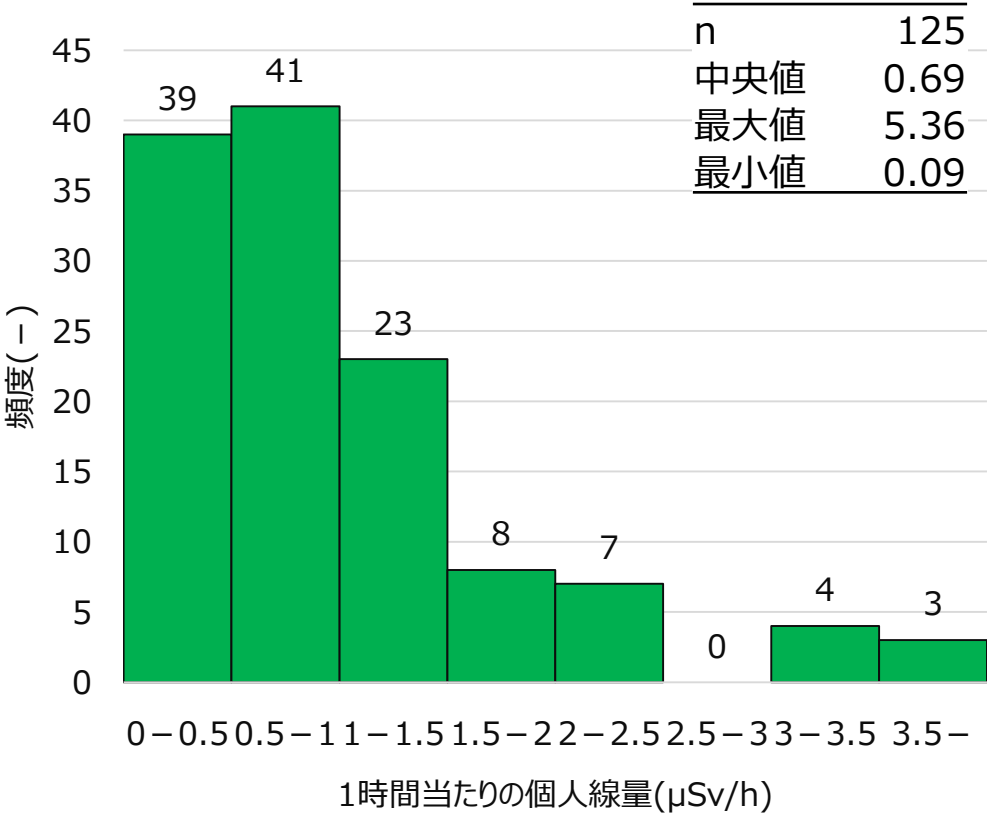




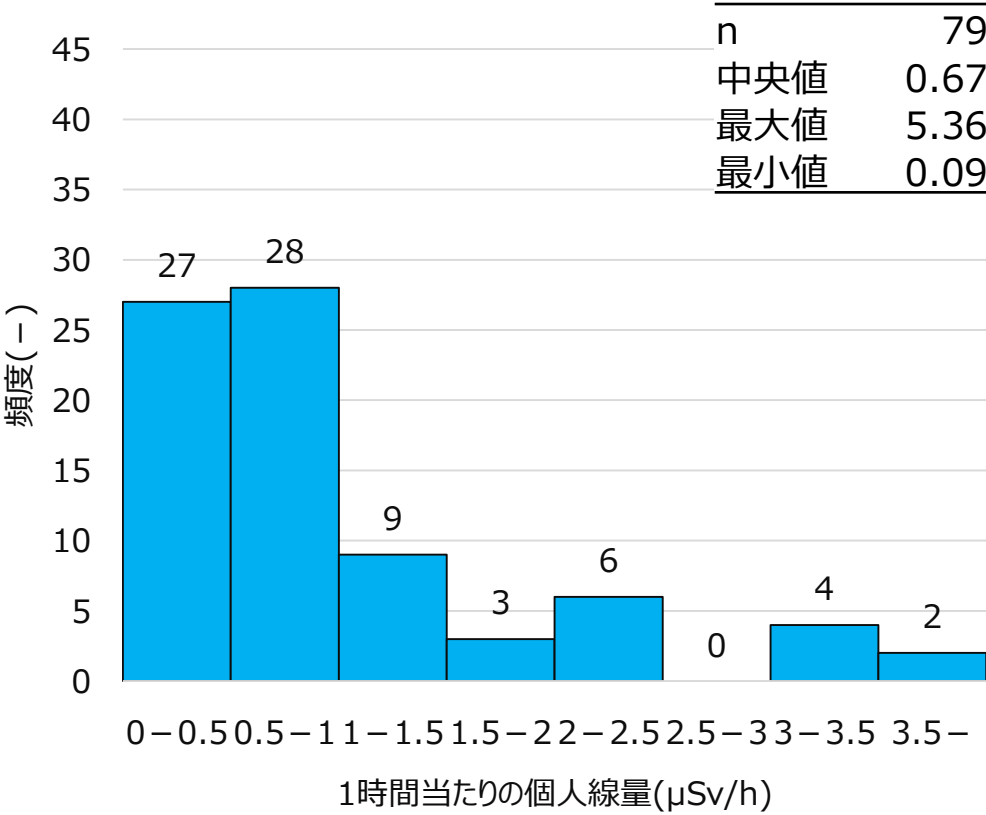
行政区	三字	下長塚	羽鳥
データ数	5	2	6
中央値	0.32	1.81	0.31
最大値	0.73	2.33	0.79
最小値	0.20	1.28	0.09

1時間当たりの個人線量 = 個人線量積算(μSv)÷個人線量計測時間(分)×60(分/時間)

特定帰還居住区域および帰還困難区域



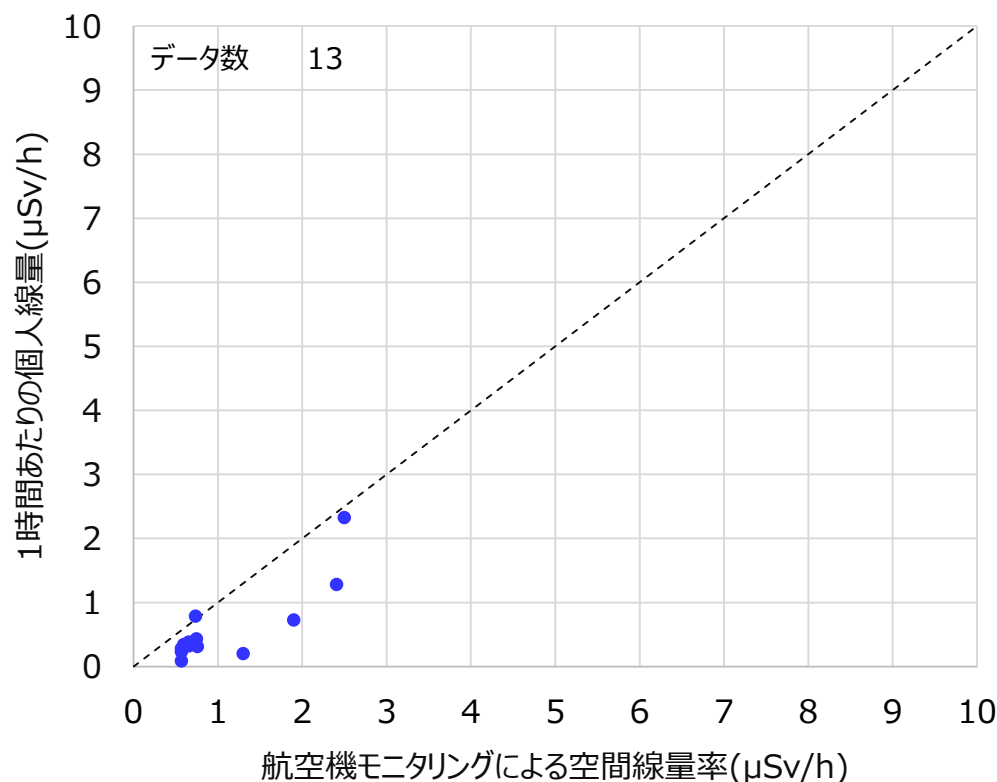
特定帰還居住区域



備考

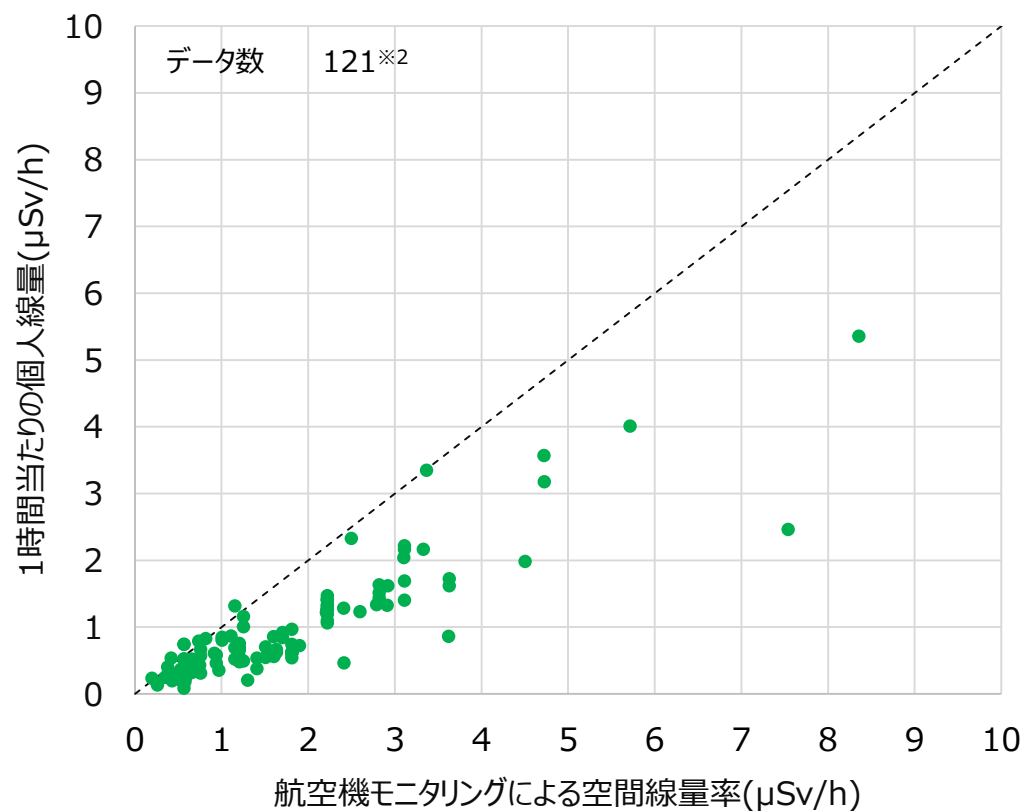
n：現地での屋外作業回数（データ数）
1時間当たりの個人線量＝個人線量積算(μSv)÷個人線量計測時間(分)×60(分/時間)
グラフ横軸 0-0.5：0以上0.5未満、…、3.5-：3.5以上

- ・スライド6～8については、日本原子力開発研究機構より技術的なご助言をいただきデータ解析
- ・1時間当たりの個人線量は航空機モニタリング※による空間線量率をほとんど下回り、
1時間当たりの個人線量/航空機モニタリングによる空間線量率の比は中央値で0.50



※ 原子力規制委員会ホームページ 第19次航空機モニタリング測定結果(令和7年2月28日公表)を使用。航空機モニタリング結果は、個人線量計測時期に合わせて物理的半減期に基づき補正

1時間当たりの個人線量は航空機モニタリング※1による空間線量率をほとんど下回り、
1時間当たりの個人線量/航空機モニタリングによる空間線量率の比は0.54

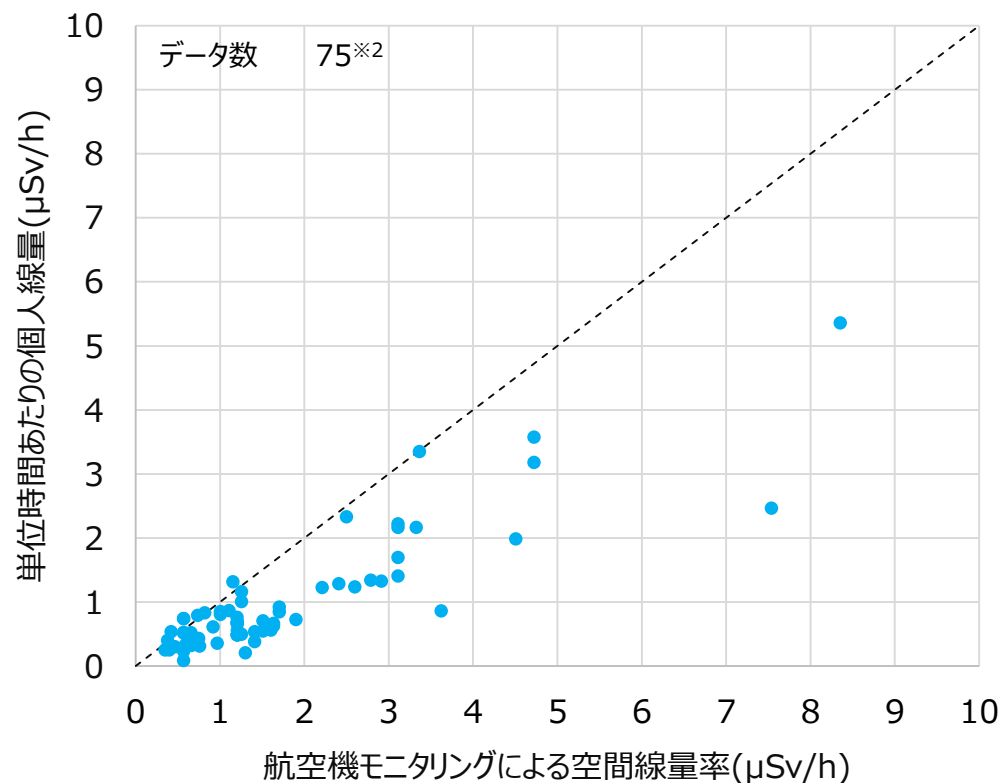


※1 原子力規制委員会ホームページ 第19次航空機モニタリング測定結果(令和7年2月28日公表)を使用。航空機モニタリング結果は、個人線量計測時期に合わせて物理的半減期に基づき補正

※2 データ数について

航空機モニタリングは、法令に基づき福島第一原子力発電所から半径3km圏内を計測していない。2024年度は半径3km圏内でも個人線量を計測しているが、当該場所では航空機モニタリングが行われていないため、航空機モニタリング結果と比較できるデータ数は121

1時間当たりの個人線量は航空機モニタリング※1による空間線量率をほとんど下回り、
1時間当たりの個人線量/航空機モニタリングによる空間線量率の比は0.58



※1 原子力規制委員会ホームページ 第19次航空機モニタリング測定結果(令和7年2月28日公表)を使用。航空機モニタリング結果は、個人線量計測時期に合わせて物理的半減期に基づき補正

※2 データ数について

航空機モニタリングは、法令に基づき福島第一原子力発電所から半径3km圏内を計測していない。2024年度は半径3km圏内でも個人線量を計測しているが、当該場所では航空機モニタリングが行われていないため、航空機モニタリング結果と比較できるデータ数は75

